

教 育 委 員 会
事務点検・評価報告書
(平成22年度対象)

平成24年3月
郡山市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	教育委員会会議の開催状況	2
3	教育委員会会議の審議状況	2
4	教育委員会会議以外の活動状況	6
5	基本目標に係る基本施策についての点検、評価	7

資料

点検評価票（事務事業の評価等一覧）	27
-------------------------	----

1 はじめに

(1) 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされております。

本市においては、郡山市第五次総合計画、郡山市教育振興基本計画を策定し、教育に関する諸問題に対応するため、様々な施策を展開し、教育行政の推進に努めているところであります。

そして、各執行機関で実施している事務事業について行政評価を行い、公表しておりますが、教育委員会として、今まで以上に効果的な教育行政の推進を図り、市民の皆様に対しての説明責任を果たしていくため、平成22年度の教育委員会の諸活動を振り返り、郡山市第五次総合計画、郡山市教育振興基本計画で掲げた目標を達成するための事務事業について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用しながら、点検、評価を行い、責任体制の明確化、教育活動の透明性の向上を図ることとしました。

(2) 点検、評価の対象

本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「郡山市教育振興基本計画」の体系に基づき、4つの分野（学校教育、生涯学習、文化、スポーツ）の基本目標に係る基本施策について、平成22年度実施分の事務事業を点検、評価の対象としています。

(3) 点検、評価の方法

ア 「基本施策」ごとに、教育施策を取り巻く現在の状況把握及び課題（現状と課題）についてまとめるとともに、事務事業の評価・方向性を示しました。

イ 「基本施策」の現状と課題、事務事業の評価・方向性等について、客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方々から意見を頂きました。

ウ 「基本施策」の現状と課題、事務事業の評価・方向性等について、教育に関し学識経験を有する方々から意見を頂いた後、今後の取り組みについて示しました。

郡山市教育委員会事務点検評価委員会委員名簿（敬称略）

職 名	氏 名
委 員 長	高橋 康彦
委 員	片桐 栄子
委 員	中村 亜都子
委 員	名木 敬一

2 教育委員会会議の開催状況

教育委員会会議については、原則として、毎月第3火曜日に「教育委員会定例会」を開催するとともに、必要があるときには、臨時会を開催しています。

平成22年度は、合計で12回開催しました。

教育委員会会議においては、議案、報告案が審議されるほか、教育委員会で開催する事業の案内なども報告されています。

- (1) 教育委員会定例会 11回 (平成23年3月定例会は東日本大震災のため中止)
 (2) 教育委員会臨時会 1回

郡山市教育委員会委員名簿 (平成22年度在籍)

職名	氏名
委員長	今泉玲子
委員長職務代理者	太田宏
委員	齊藤久之丞
委員	津野政規
委員	三森正子
教育長	木村孝雄

齊藤 久之丞 委員 平成23年9月27日退任

阿部 晃造 委員 平成23年9月28日就任

3 教育委員会会議の審議状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律や郡山市教育委員会教育長事務委任規則の規定に基づき、平成22年度は、議案51件、承認報告事項7件について審議しました。

(1) 平成22年度教育委員会議案

番号	提出月日	件名	可否決の別	可否決の月日
1	平成22年5月20日	平成23年度使用小学校教科用図書採択について	可決	平成22年5月20日
2	5月20日	平成22年度6月補正予算について	可決	5月20日
3	5月20日	郡山市教育委員会各審議会等委員の委嘱について	可決	5月20日
4	6月23日	郡山市教育委員会委員長職務代理者の指定について	可決	6月23日
5	6月23日	郡山市教育委員会各審議会等委員の委嘱について	可決	6月23日
6	7月30日	平成22年度9月補正予算について	可決	7月30日

7	7月30日	平成23年度使用小学校教科用図書の採択について	可決	7月30日
8	7月30日	臨時代理による処理の承認を求めることについて	可決	7月30日
9	8月17日	郡山市立小学校及び中学校条例の一部改正について	可決	8月17日
10	8月17日	郡山市立公民館条例の一部改正について	可決	8月17日
11	8月17日	平成23年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について	可決	8月17日
12	8月17日	郡山市立学校通学区域の指定の諮問について	可決	8月17日
13	9月21日	郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について	可決	9月21日
14	9月21日	郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について	可決	9月21日
15	9月21日	郡山市立小・中学校管理規則の一部改正について	可決	9月21日
16	9月21日	平成22年度郡山市文化功労賞受賞候補者の諮問について	可決	9月21日
17	9月21日	平成22年度郡山市教育功労者等表彰受賞者の決定について	可決	9月21日
18	10月13日	平成22年度10月補正予算について	可決	10月13日
19	10月13日	平成22年度郡山市文化功労賞受賞予定者の決定について	可決	10月13日
20	11月10日	郡山市立学校の廃止の諮問について	可決	11月10日
21	11月10日	平成22年度12月補正予算について	可決	11月10日
22	11月10日	郡山市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	可決	11月10日
23	11月10日	郡山市奨学資金給与条例及び郡山市篤志奨学資金給与条例の一部改正について	可決	11月10日
24	11月10日	郡山市立公民館条例の一部改正について	可決	11月10日
25	11月10日	郡山市図書館条例の一部改正について	可決	11月10日
26	11月10日	郡山市総合学習センター条例の一部改正について	可決	11月10日
27	11月10日	郡山市文化施設条例の一部改正について	可決	11月10日
28	11月10日	郡山市体育施設条例の一部改正について	可決	11月10日
29	11月10日	郡山市開成館条例の一部改正について	可決	11月10日
30	11月10日	郡山市勤労青少年ホーム条例の一部改正について	可決	11月10日
31	11月10日	郡山市立美術館条例の一部改正について	可決	11月10日

32	11月10日	郡山市青少年会館条例の一部改正について	可決	11月10日
33	11月10日	郡山市こおりやま文学の森資料館条例の一部改正について	可決	11月10日
34	12月21日	臨時代理による処理の承認を求めることについて	可決	12月21日
35	平成23年 1月18日	平成22年度1月補正予算について	可決	平成23年 1月18日
36	1月18日	平成22年度3月補正予算について	可決	1月18日
37	1月18日	平成23年度当初予算について	可決	1月18日
38	1月18日	郡山市立学校の廃止について	可決	1月18日
39	1月18日	郡山市立小学校及び中学校条例の一部改正について	可決	1月18日
40	1月18日	郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について	可決	1月18日
41	1月18日	郡山市教育財産管理規則の一部改正について	可決	1月18日
42	1月18日	郡山市文化施設条例施行規則の一部改正について	可決	1月18日
43	2月10日	郡山市語学指導外国人就業規則の一部改正について	可決	2月10日
44	2月10日	郡山市立公民館条例施行規則の一部改正について	可決	2月10日
45	2月10日	郡山市図書館条例施行規則の一部改正について	可決	2月10日
46	2月10日	郡山市総合学習センター条例施行規則の一部改正について	可決	2月10日
47	2月10日	郡山市体育施設条例施行規則の一部改正について	可決	2月10日
48	2月10日	郡山市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部改正について	可決	2月10日
49	2月10日	郡山市少年湖畔の村条例施行規則の一部改正について	可決	2月10日
50	2月10日	郡山市青少年会館条例施行規則の一部改正について	可決	2月10日
51	3月11日	郡山市立小学校及び中学校の校長の人事異動の内申について	可決	3月11日

(2)平成 22 年度教育委員会承認報告事項

番号	提出月日	件名
1	平成 22 年 4 月 20 日	専決処分事項の報告について
2	7 月 30 日	専決処分事項の報告について
3	8 月 17 日	平成 22 年度 9 月補正予算について
4	8 月 17 日	専決処分事項の報告について
5	11 月 10 日	専決処分事項の報告について
6	平成 23 年 2 月 10 日	平成 22 年度 3 月補正予算について
7	2 月 10 日	平成 23 年度当初予算について

4 教育委員会会議以外の活動状況

教育委員会委員は、教育委員会会議への出席のほか、市議会への出席、各種研修、各種行事等へ次のとおり出席しました。

(1) 市議会への出席 30回(定例会27回、臨時会3回)

(2) 各種会議、研修への出席 9回

管内各市町村教育委員会委員長・教育長合同会議
県中地区市町村教育委員会委員長・教育長代表者会議
県市町村教育委員会連絡協議会理事会(2回)
県市町村教育委員会連絡協議会定期総会
県市町村教育委員会連絡協議会支会長研修会
県市町村教育委員会連絡協議会県中ブロック研修会
県市町村教育委員会新任教育委員研修会
行政視察研修(八戸市)

(3) 各種行事等への出席 7回

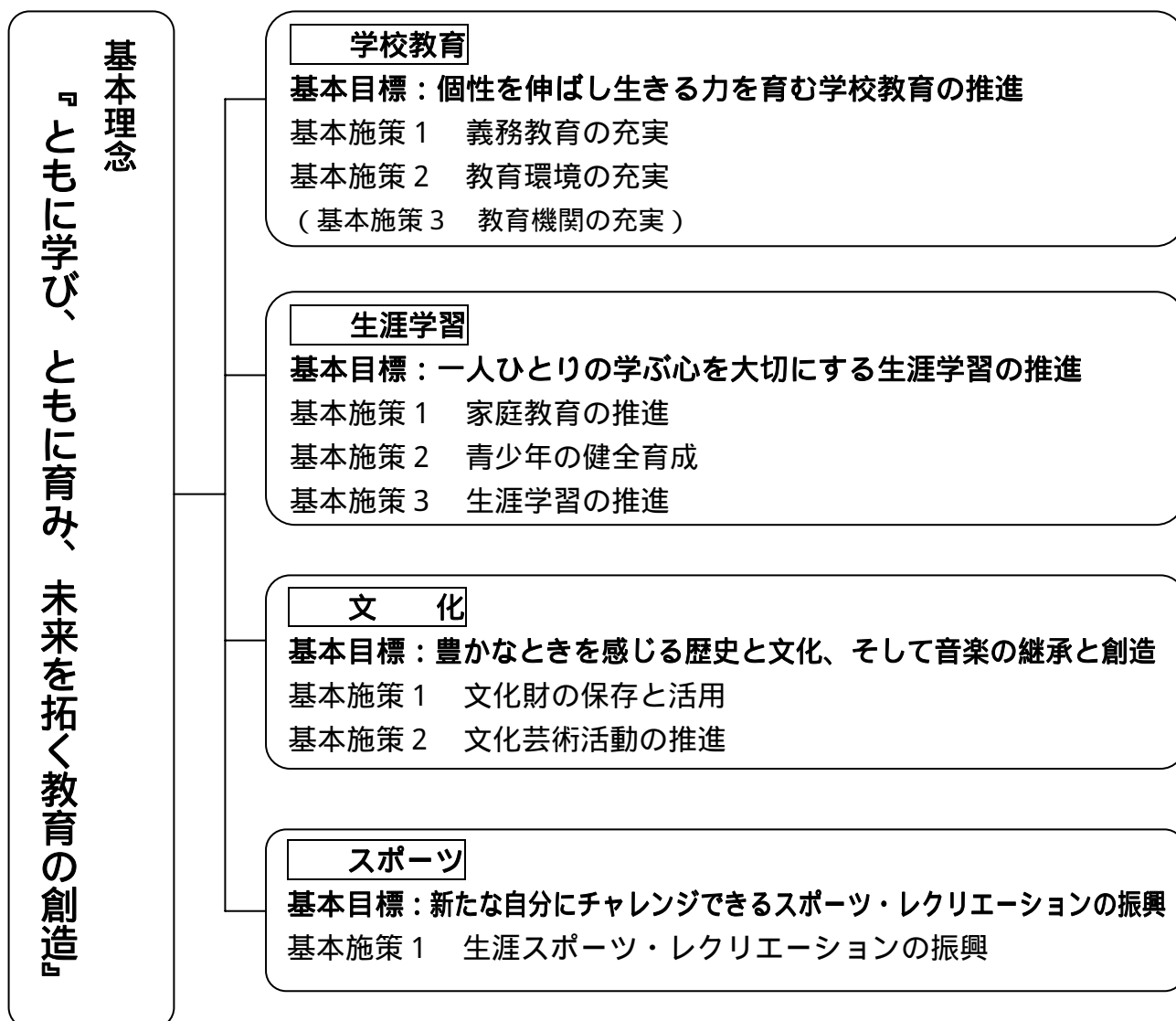
新規採用職員辞令交付式
郡山シティーマラソン大会
郡山市こどもまつり
郡山市特別・自治功労表彰式
郡山市文化功労賞等表彰式
郡山市永年勤続功労表彰・永年勤続職員表彰式
郡山市成人のつどい

5 基本目標に係る基本施策についての点検、評価

本市教育委員会では、平成 22 年 4 月から『ともに学び、ともに育み、未来を拓く教育の創造』を基本理念として、「郡山市教育振興基本計画」をスタートさせました。

本計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の計画で、郡山市第五次総合計画との整合を保ちながら、学校教育、生涯学習、文化、スポーツの 4 つの分野ごとに基本目標及びその基本施策を設定しています。

報告書では、4 つの分野の基本目標に係る基本施策について点検、評価を行い、「現状と課題」、「事務事業の評価・方向性」及び「今後の取り組み」についてまとめました。



学校教育の基本目標「個性を伸ばし生きる力を育む学校教育の推進」 についての点検、評価

基本目標の目的

児童生徒の個性を生かし、能力や可能性を最大限に伸ばす学校教育を推進します。確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てるとともに、児童生徒の安全・安心の確保や社会情勢の変化に対応できる教育環境づくりを進めます。また、多様な学習意欲を支える高等教育機関等の充実を図ります。

基本施策 1 義務教育の充実

(1) 現状と課題

近年の国際化や情報化の進展によるグローバル化の社会の中にあって、社会的ニーズとして、この激動の時代に順応することができるような創造性豊かな人材の育成が求められています。

特に義務教育期における学校教育については、「人」が社会人としての資質を形成する上で礎となる時期のものであることから、基礎学力を身につけることはもとより、個々の潜在能力を引き出し、豊かな思考力、表現力を育む教育、つまり「生きる力」を育む教育が重要となります。「生きる力」は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の3つで構成されますが、「確かな学力」については、教師の資質やより実践的な指導力の向上に努め、児童・生徒の学習意欲と可能性を伸ばす取組みを推進すること等が、「豊かな心」については、社会奉仕などの体験活動や道徳教育を充実させること等が、「健やかな体」については、食育を推進するとともに、健康増進や体力の向上に取り組むこと等が、それぞれ求められています。

また、近年、児童・生徒の抱える様々な問題の中には、家庭環境の問題、特に虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）など、現場の教師だけでは解決が困難な事例も存在することから、専門的な関係機関との連携やスクールカウンセラーの配置等による、個別相談体制の整備を図る必要があります。

さらに、教育の機会均等を確保するため、心身に障がいをもつ児童・生徒や家庭の経済的事情により就学が困難な児童・生徒については、他の児童・生徒と同様な教育を受ける機会を得られる教育環境づくりが求められています。

(2) 事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
中学生「美しい日本語表現コンテスト」事業	各学校を代表する生徒が参加し、日本語の美しい響きを味わえる古典、詩、小説等の作品を暗誦、朗読	詩、小説、古典などの優れた作品を暗誦、朗読することにより、母国語である日本語の美しさを学び、日本語を

	するコンテストを実施する。	誇りに思うことができた。すべての教育の基本である国語教育の充実が図られていることから継続して取り組む。
教師塾・授業づくりサポート事業	授業、学級経営等の基礎的な指導力の向上を図るとともに、教員として必要な実践的指導力を育成する。また、各校の共同研究が充実するよう、専門的な指導助言にあたるとともに、指導に課題をもつ教員の指導力向上のための支援を行う。	本事業推進のために、教員への指導・支援を主な業務とする非常勤嘱託職員を平成 21 年度に 1 名増員し、他の指導主事等と分担し、個々の教員の課題や要望に応じた指導・支援ができた。今後も継続して取り組む。
スクールカウンセラー配置事業	市内の公立の全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、教職員、関係機関と連携しながら、不登校をはじめとする様々な悩みや問題行動を改善し、学校生活への適応を支援する。	スクールカウンセラーの全校配置により、どの学校においても相談できる体制が整い、児童生徒の問題行動の未然防止や改善及び教職員や関係機関との連携による組織的支援体制の向上に効果を上げており、今後も継続する。
認定スクールカウンセラー事業	市独自の認定制度により養成したスクールカウンセラーを対象に、実務研修等の機会を確保し、カウンセラーとしての資質の向上を図る。	計画通り相談実務研修と専門研修を実施し、資質の向上を図ることができたため、今後も継続して取り組む。
国際化推進人材育成事業	21 世紀を担う国際人として活躍しうる人物を育成するため、英語学習や英会話の宿泊研修を行う。	英語宿泊体験学習等を実施し、他国の生活習慣に触れ、外国人と接することにより、他国の文化を学び自国の文化を再認識するとともに、生きた英語を学ぶことができた。今後も継続して取り組み、広い視野に立って物事を考えることができる人材の育成を図る。

(3) 郡山市事務点検評価委員会の意見

国語教育の充実について

高校新卒者の中には、手書きで文字を書くのが苦手な子どもが多いように感じられます。正しい字を美しく書く、いわば「当たり前」のことができるような指導を望みます。

「中学生『美しい日本語表現コンテスト』事業」について

先進的な取り組みであり、他の自治体からも興味を持って注目されています。基本施策 2 の中の「学校図書館整備事業」などとの連携により、より効果的に事業を展開できるのではないのでしょうか。

「教師塾・授業づくりサポート事業」について

県費負担教職員の研修に係る予算が削減される傾向の中、他地区の学校現場の教員の話をお聴くと、郡山市の取組みを評価する声が多いです。教員の指導力向上に努力されていることに敬意を表します。今後ともさらに充実させていただきたいと思っております。

「国際化推進人材育成事業」について

中国や韓国は、福島空港を通じて身近な国となっていますので、英語だけではなく、中国語や韓国語についても、あいさつ程度でも学ぶ機会があれば、さらに郡山の国際化につながっていくのではないのでしょうか。留学生の力を活用するなど、いろいろな方法が考えられると思っております。

「スクールカウンセラー配置事業」「認定スクールカウンセラー事業」について

独自にスクールカウンセラーを育成することは素晴らしい試みであり、また、研修や情報交換の場を設けてその資質の向上に努められていることは大変良いことだと思います。スクールカウンセラーの存在によって、学校現場で子ども達が救われる場面も多いので、今後とも更なる充実を望みます。

小中学校の水泳授業における民間プールの利用について

小中学校の水泳授業のために民間プールを使用する場合、使用料の設定にあたっては、民間施設の経営にも配慮する必要があるのではないのでしょうか。

(4) 今後の取り組み

小中学校教育においては、これまで推進してきた特別支援教育派遣事業、スクールカウンセラー配置事業等の継続事業をさらに充実させるとともに、学校教育の3つの柱「国語教育の充実・学力の向上・学校支援地域づくり」を具現化させた新規事業等を、学校、保護者、地域の連携を深めながら実施し、学校教育の充実を図ります。

教職員の授業力向上のための研修や安全衛生管理体制の向上に努めます。

震災の影響に対応するため、放射能に対する正しい知識の指導や児童生徒の心のケアなどを行います。

基本施策2 教育環境の充実

(1) 現状と課題

東日本大震災及び近年の国内外での相次ぐ地震の発生を受け、学校教育施設の耐震化の推進は、児童・生徒に対する安全・安心の確保の観点から、喫緊の課題となっています。さらに、全国において学校施設内での事故や、不審者による事件が発生するなどの社会情勢の中、学校内はもとより、通学路における安全性の確保についても、地域を含めた児童・生徒の保護体制の一層の構築強化が重要となっています。

また、本市においては過密化の進む地域と過疎化が深刻な地域が存在し、学習環境もそれぞれの地域において変化しています。このため、地域の実情に応じ、地域の特性を生かした学習環境づくりが求められているとともに、学校と地域との連携を強化するなど、市民協働による学校支援の取り組みが重要となっています。

そして、児童・生徒の情報活用能力の育成及び情報通信技術（ICT）を活用した「わかる授業」の実現、さらには、新学習指導要領の円滑な実施を図るための理科教育設備等の充実など、質の高い教育を支える環境づくりを今後とも推進する必要があります。

（２）事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
小中学校耐震補強事業	昭和 56 年以前に建設された校舎の耐震性を確保するため、耐震補強工事を行い、安全安心な学習環境を整備する。	平成 22 年度は、安積第三小の 1 期工事、柴宮小の 2 期工事を実施し、耐震補強事業を実施した校舎は 5 校となった。また、更なる事業促進に向けて調査設計を増加させた。今後も施設の安全性確保のため、緊急性及び優先度を明確にしながら、継続して整備を実施する必要がある。
校舎・屋内運動場増改築事業	校舎増改築による教室不足の解消と屋内運動場増改築による耐震性の確保を図るため、校舎増築及び屋内運動場の増改築工事を行う。	平成 22 年度は、芳賀小、行健第二小の校舎の増築及び守山小の屋内運動場の増改築を行い、これまでに校舎 19 校、屋内運動場 19 校の増改築を実施した。今後も緊急性・優先度を考慮しながら、継続して取り組む。
スーパーティーチャー（教科専門員）派遣事業	教科に精通している職員がいない小・中学校に対し、本市独自で非常勤嘱託職員を配置し、学習指導の充実を図る。	小学校の理科及び体育並びに中学校の美術、技術及び家庭科に精通している職員がいない学校にスーパーティーチャーを派遣することにより、専門的な指導ができ、「確かな学力」の向上に寄与した。今後も引き続き学校現場のニーズに応じて実施する。
学校支援地域づくり事業	退職教員や、様々な仕事・特技を持つ学校支援活動に参加する意欲のある地域住民と既存の社会教育施設等が一体となるよう地域コーディネーターを育成する。地域コーディネーターを核とした地域住民による主	モデル地区である西田地区において、地域のボランティアによる学校図書室の整備、学習支援、登下校時の見守り等が行われ、地域の教育力の向上に努めることができた。今後は、西田地区の成果を踏まえ、他の地域におい

	<p>体的な学校支援活動を展開することにより、地域の教育力の活性化を図っていく。</p>	<p>での実施を検討する。また、事業内容が特色ある学校づくり事業と関連性があることから、事業の統合についても併せて検討する。</p>
--	--	--

(3) 郡山市事務点検評価委員会の意見

「校舎・屋内運動場増改築事業」について

今回の震災では、学校の体育館が地域住民の避難場所として利用されることが多かったと思います。今後の学校施設の増改築の際は、災害時の避難場所として利用できるような備え（例えば暖房器具や自家発電装置など）の充実が必要ではないでしょうか。

「小中学校耐震補強事業」に関連して

耐震化が完了していない学校もあると思いますが、そうした学校については、保護者の不安を軽減するため、避難の仕方等、地震が発生した場合の対応について保護者に十分に周知しておく必要があるのではないのでしょうか。

「スーパーティーチャー（教科専門員）派遣事業」について

本事業は、教育の機会均等が第一の目的であると思いますが、技能教科の指導の充実という観点からも、さらなる充実を望みます。また、家庭科であれば、例えば洋裁学校や食育など、地元の大学や専門学校と連携していく方法もあるのではないのでしょうか。

(4) 今後の取り組み

東日本大震災を受け、国においては、平成23年3月に「地震防災対策特別措置法」を改正し、平成27年度までのできるだけ早い時期に学校施設の耐震化の完了を目指すとしていることから、本市においても財源の確保を図りながら、計画を前倒しして耐震化を推進します。

学校と地域の連携による教育環境の整備を全市的に展開するとともに、地域の実態に応じた多様な実践の蓄積を図り、併せて地域の人材の積極的な活用を図ります。

教育の情報化を図るため、児童生徒や教職員がパソコンやプロジェクタ等を活用した学習活動ができる環境整備を推進します。

保護者や地域、関係機関等と緊密な連携を図りながら、通学路の安全点検や不審者の警戒等、あらゆる場面において児童生徒の安全・安心を確保します。

生涯学習の基本目標「一人ひとりの学ぶ心を大切にする生涯学習の推進」 についての点検、評価

基本目標の目的

豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成は、人づくりの基本であり、そのためには、“いつでも”“どこでも”自由に機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の構築が求められています。

私たち市民一人ひとりが、かけがえのない人生を、生き生きと健康に暮らし、『郡山市民』であることの喜びと誇りを持つことができる生涯学習のまちづくりを推進します。

基本施策 1 家庭教育の推進

(1) 現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家庭は常に子どものよりどころとなるものですが、核家族化、少子高齢化の進行、地域との結びつきの希薄化、様々なメディアからの過剰な情報等により、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。しかし、核家族化や少子高齢化の進行などの社会情勢の変化は今後一層進み、子育てに対する保護者の悩みや不安も多様化すると考えられることから、それらに対応した細やかな事業の展開が求められます。

また、幼児期は、親や周りの大人たちの保護や愛情を基盤にして、安心感や安定感をいただき、自分自身を大切にする気持ちや人への信頼感が育まれるなど、人間形成の基礎を培う重要な時期であります。子どもの将来の生き方を大きく左右する重大な役割を担う幼児期の教育については、様々な悩みや問題に関する相談体制の整備や心の教育の充実が求められています。今後は、保健、福祉、教育の連携により、幼児教育の充実に向けた取り組みをさらに推進し、子育てに不安を抱える保護者の悩みや不安解消に向けた事業展開を図る必要があります。

(2) 事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
家庭教育充実事業	子どもたちの健全な人格形成や子どもたちを取り巻く環境の改善を促進するため、主に幼児から中学生までの子どもを持つ保護者等を対象に家庭教育の学習機会を提供する。	震災の影響により、講演会参加者数は減少したものの、ほぼ計画どおり事業を実施しており、健全な人格形成や子どもたちを取り巻く環境改善を図るため継続して取り組む。
家庭教育ふれあい推進事業	地域子育てリーダーの育成を図る。また、親と子(乳幼児)がふれあいながら学びあうことができる参	受講者のニーズも高いことから実施手法を工夫・調整し継続して取り組む。

	加者参画型運営の広場を提供し、子育て中の保護者の不安軽減を図り、子育て環境の醸成を図る。	
幼保小連携推進事業	子どもの就学前後の円滑な接続を図るため、保健・福祉・教育の一体的な支援体制により、幼稚園・保育所・小学校の連携を推進する。	幼稚園・保育所・小学校の教職員を対象とした合同研修会と相互参観を計画通り実施し、相互理解及び幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続について協議を深め、連携を推進することができた。今後も継続して取り組む。
親子ふれあい自然体験事業	小学校低学年の児童及び保護者に対し、福島が誇る自然について、自然保護指導員の説明のもと、自然の歴史や偉大さを学び、自然環境の大切さを実感することにより、自然を愛し、保護しようとする心を育てる。また、集団の中において親子で活動することにより、親子の絆を育む。	小学校低学年の親子の絆を育む時期に、有効な事業であり、市民ニーズの高い事業でもあるので、継続して取り組む。

(3) 郡山市事務点検評価委員会の意見

「幼保小連携推進事業」に関連して

この事業に関してというわけではないのですが、一般的な話として、保育所の先生から「情報がなかなか下りてこない」という声を聴くことがありますので、情報の連絡をより一層緊密にさせていただきたいと思います。

「親子ふれあい自然体験事業」に関連して

放射線の問題により屋外活動が制約される現状の中、今後、放射線量の低い場所での自然体験活動へのニーズは高まってくると思われますので、なるべく多くの方が参加できるような工夫をお願いしたいと思います。

(4) 今後の取り組み

社会全体で家庭（子育て世帯）を支援していくための意識の高揚を図るため、家庭・学校・地域の交流を深めることを目的とした各種事業を積極的に実施し、地域の教育力の向上を目指します。

保健・福祉・教育の一体的支援施設である「こども総合支援センター（ニコニコこども館）」において、乳幼児期からの家庭教育支援への取り組みを進め、保護者の子育てに関する悩みや不安解消を図るための事業をさらに推進します。

基本施策2 青少年の健全育成

(1) 現状と課題

都市化、少子化の進展や経済的な豊かさの実現など社会環境が大きく変化する中において、全国的に人間の尊厳を軽んじる凶悪事件が発生し、また青少年期におけるいじめや不登校、ひきこもりなどの問題行動も数多く発生しています。

青少年期は、人間形成における最も重要な時期であり、柔軟で広い視野を持った青少年の育成は、次代を担う人材づくりという観点から社会全体で取り組むべき課題であり、新しい時代に対応し、自ら考え行動し、社会を生き抜く力を持った青少年の健全育成を推進する必要があります。

また、次代を担う青少年を非行から守り、健やかな成長を促すためには、学校や家庭での教育だけではなく、様々な人々との交流や自然体験、奉仕活動等を通して健全でたくましい心を育成していく必要があることから、多様な学習の場や機会の提供が求められています。

さらに、新しい時代に対応し、社会を生き抜く力を持った青少年の健全育成を推進するため、家庭、学校、職場、地域、行政等がそれぞれの役割を認識し、発揮するとともに、社会全体で取り組む必要があります。

(2) 事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
郡山市成人のつどい	自主性や社会性を持った、地域社会の一員としての自覚を促すため、新成人を祝い励ますとともに、互いに祝福しあい、夢と希望を語り合うつどいの場として郡山市成人のつどいを開催する。	自主性や社会性を持った、地域社会の一員としての自覚を促す事業であり、今後も継続して取り組む。
少年湖畔の村親子交流事業	自然や伝統文化の体験学習、他の親子との交流や集団宿泊を実施し、親子の絆を深める。	事業の内容や周知不足により、参加人数に幅がある。 青少年健全育成のためには、青少年や親子を対象とした体験活動の更なる充実が求められていることから、体験内容の見直しやPR手法について検討する必要がある。
ユースカルチャー事業(教養講座開催事業)	学習を通して、何事にもチャレンジする精神を養うとともに、心も身体も健康で美しく楽しく毎日を送ること、また、仲間づくりやグループ活動、人とのふれあいの楽しさ、大切さを学ぶことを目的とし、市内に	各講座は受講者数が減少傾向にあり、また震災の影響で建物が使用できないことから、事業は一旦休止し、事業や施設のあり方について検討する必要がある。

在住、在勤する勤労青少年に対し、 各種講座を開催する。

(3) 郡山市事務点検評価委員会の意見

「郡山市成人のつどい」について

毎年参加していますが、全般に新成人が騒がしく、話を聞いていないように見受けられます。より式典が厳粛なものとなるよう、さらなる工夫が必要ではないでしょうか。

「少年湖畔の村親子交流事業」について

原発事故の影響で子供たちの屋外での活動が制限される状況にありますが、湖南地区は安心して屋外での活動が出来る地域なので、このような事業はこれからますます需要が高まることが予想されます。日帰りの体験活動を増やしたり、市民への周知活動をもっと積極的に行ったりするなど、親子が安心して活動できる機会をぜひ増やしていただきたいと思います。また、告知方法としては、子どもをもつ若い世代はFM放送を聞く割合が多いので、コミュニティFMなどの媒体も効果的ではないでしょうか。

放射線から子どもたちを守るための「居場所づくり」について

放射線から子どもたちを守るための取組みの一つとして、除染作業が進んだ学校や公共施設（公民館等）を、例えば土曜日・日曜日に開放するなど、「子どもの居場所」として活用してはいかがでしょうか。

(4) 今後の取り組み

多くの事業が平成22年度から市長部局（こども部）に移管されましたが、「郡山市成人のつどい」を内容を充実させながら継続するとともに、「青少年会館」や「少年湖畔の村」といった既存の施設の更なる活用を図ります。

基本施策3 生涯学習の推進

(1) 現状と課題

平成18年12月に改正された教育基本法では、新たに“生涯学習の理念”として「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない」と明文化されました。高度情報化の進展やライフスタイルの多様化などにより、市民の生涯学習に対するニーズも多様化し、学習意欲もますます高まってきていることから、“いつでも”“どこでも”自由に機会を選択して学ぶことのできる生涯学習社会の構築が求められています。

今後は、多様化する市民の生涯学習のニーズの把握、及びその把握したニーズに対応した魅力ある事業の創出や、市民力を生かした市民参画の視点に立った事業展開を行うとともに、積極的なPR等情報発信に努める必要があります。

また、公民館や図書館等については、市民からさらなる整備・充実を望む声も多く、生涯学習の拠点施設として重要な施設であるため、さらなる充実が課題となっています。

(2) 事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
中央公民館耐震化事業	安全安心な学習環境の場の提供及び指定避難場所としての安全性確保のため、耐震診断結果に基づく耐震補強工事を実施する。	震災の影響により、施設に甚大な被害が発生したことから、勤労青少年ホームの整備と併せて、施設整備の方針を決定する必要がある。
勤労青少年ホーム耐震化事業	勤労青少年の福祉の増進と社会教育を推進する機関として安全な学習環境を提供するため、耐震診断の結果に基づく耐震補強工事を実施する。	震災の影響により、施設に甚大な被害が発生したことから、施設の存続も含めて施設整備の方針を決定する必要がある。
生涯学習支援事業	生涯学習の機会の充実を図るため、市民が技能や知識等を生かして、達人先生として登録、活動する「生涯学習きらめきバンク」や市職員が講師としてどこへでも出向き、市政情報を伝える「市政きらめき出前講座」を実施する。	文化・スポーツ等の生涯学習部門の講師派遣事業として「生涯学習支援事業」の生涯学習きらめきバンクを実施していることから統合して取り組む。
地域に根ざした学習充実事業	地区・地域公民館において、各地域における地域的課題の解消と地域の特性を活かした講座を開設することにより、地域の実情に応じた地域づくりを促進する。	地域の持つ様々な課題を解消するため、公民館の講座を通して地域住民と協働して取り組むことにより、地域住民間の繋がりを強め、地域の活力の向上が図られていることから、今後も継続して取り組む。
子ども読書活動推進事業	子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。	保護者向けにこどもの本の選び方講座を幼稚園・保育所等で開催し、啓発に努めた。今後も継続して取り組む。
図書館資料整備事業	質の高い図書館サービスを提供するため、利用者のニーズに対応した資料を整備する。	図書、記録等資料の収集、整理保存を行い、市民の利用に供することにより、図書館サービスの向上が図られており、継続して取り組む。

図書館奉仕活動事業	図書・記録・その他必要な資料を収集・整理保存するとともに、一般市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。	図書、記録等資料の収集、整理保存を行うことにより、図書館サービスの向上を図っており、継続して取り組む。
地区・地域公民館の共催事業	地区・地域をあげて開催される文化祭やスポーツ大会、分館単位で実施される事業に負担金を支出する。	事業への参加による住民同士の交流を契機に、地域活動の活性化や地域の連帯意識の高揚が図られていることから、今後も継続して取り組む。

(3) 郡山市事務点検評価委員会の意見

「中央公民館耐震化事業」について

生涯学習の場として大切な場所である中央公民館などの改築、改修を、大変な時期ではありますが早期に実現できるよう努力していただきたいと思います。

「子ども読書活動推進事業」に関連して

本市の街づくりのために、読書活動を大きな市民運動にしていくべきと考えますが、その意味でも、子どもの読書活動を推進するため、中央図書館だけでなく、分館や地域公民館の図書室等も活用して、子どもや大人を対象とした諸活動のさらなる充実を図っていただきたいと思います。

「図書館資料整備事業」について

中央図書館では、各分野の研究者等の意見なども求め、専門図書の購入にも努力していただきたいと思います。

「図書館奉仕活動事業」について

地域図書館について、図書の貸し出しの他にもさまざまなイベントや活動が行われていますが、より地域に開かれた場所とするために、スペースや設備の充実を検討していただきたいと思います。また、中央図書館と休館日が同じであると思っている方が多いようですので、開館日や開館時間をさらに周知してはいかがでしょうか。

「地区・地域公民館の共催事業」について

地区の運動会や文化祭等の行事は参加する年齢層や地域に偏りがあるのが現状です。今後、地域を活性化するためには、敬老会や地区行事で地域の小中学校の子どもたちとの交流を図る等、年代を越えた交流を推進できれば、さらに成果が上がるのではないかと思います。また、核家族化が進む現代においては高齢者と子ども達との交流の機会が減っており、そのような機会が増えることは子どもたちの教育にとっても貴重なものになるのではないのでしょうか。

(4) 今後の取り組み

ハード面においては、東日本大震災により、中央公民館や勤労青少年ホームなど、一部の主要な社会教育施設が使用できない状況となっており、財源の確保を図りながら、復旧に努めます。

ソフト面においては、生涯学習きらめき出前バンクや市政きらめき出前講座について、市民参画の視点に立った事業展開や、P R等情報発信に努めるとともに、民間団体が行う生涯学習関連事業の情報提供も併せて行います。

文化の基本目標「豊かなときを感じる歴史と文化、そして音楽の継承と創造」 についての点検、評価

基本目標の目的

個性あふれる市民文化を継承、そして創造するため、貴重な文化財の保存と活用を図るとともに、郡山の多様な歴史と文化を守り育てます。

また、市民の文化芸術活動を支援するとともに、市民が気軽に音楽に親しむことができる環境をつくるなど、音楽活動の振興を積極的に行い、「音楽都市こおりやま」を推進します。

基本施策 1 文化財の保存と活用

(1) 現状と課題

本市には、これまでの発展の礎となった安積開拓や安積疏水に係る歴史・文化的な遺産、柳橋歌舞伎をはじめとした民俗文化財など、郷土が誇れる貴重な文化財が数多くあります。

今後は有形、無形の文化財の保護保存の意識の高揚を図ることはもとより、少子化や地域の過疎化等の進行の中で伝承の担い手が少なくなっている現状を踏まえて、文化財に携わる人材の確保と養成を図ることが重要であると考えます。

また、平成 21 年度に「大安場史跡公園」が全面開園したところですが、埋蔵文化財の保護や発掘調査に対する市民の理解と協力を促すためには、情報等の提供はもとより、公開・展示においても、わかりやすいテーマの設定や的確な解説を行うとともに、参加型・体験型展示を導入し、人々の興味関心を引き出すための工夫をするなど、出土品の活用を積極的に進め、周知を図りながら文化財等への理解を深める必要があります。

(2) 事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
指定文化財保護育成事業	指定重要無形民俗文化財や天然記念物等の指定文化財保存団体に対して、保存活動を支援するため、奨励金を交付し、指定文化財の保存と継承を図る。	指定文化財保存団体の活動を支援し、指定文化財の保存・継承を図った。今後も継続して取り組むが、各団体の活動を市民に PR するなど、事業の活用についても検討する必要がある。
埋蔵文化財周知紹介事業	文化財調査研究機関に業務を委託して、出土遺物の展示や市民の学習活動の支援を行う。埋蔵文化財包蔵地台帳を電算化して、地理情報システム(GIS)を稼働する。	実施回数の見直しにより入場者数は減少したが、内容を充実させ文化財の保護、保護意識の啓発を図ることができた。今後も継続して取り組む。

古文書筆耕事業	筆耕作業ができる専門家及び業者に委託して、歴史資料館及び開成館で所蔵する古文書を筆耕する。	郡山地方史研究会の協力を得て計画どおりに筆耕を行い、本市の貴重な歴史資料の利用環境を整備することができた。今後も継続して取り組む。
---------	---	---

(3) 郡山市事務点検評価委員会の意見

「埋蔵文化財周知紹介事業」について

文化財の展示方法について、例えば、見に行くたびに新たな発見があるような展示替えなど、展示方法・見せ方の工夫があるとよいのではないのでしょうか。そうした工夫が、市民の方が繰り返し来館し、文化財を身近に感じることに繋がると思います。

「古文書筆耕事業」について

筆耕の成果を本のような形にまとめて、図書館に置いたり、学校に配布するなどとすると、より市民の方が活用できるのではないのでしょうか。

(4) 今後の取り組み

東日本大震災により被害を受けた文化財の復旧にあたり、財源の確保に努め、早急な復旧を進めます。

文化財の保護・保存の意義について、広く市民に理解と協力をいただくためにも、積極的な情報発信の機会を設けていく必要があることから、幅広い年代に応じた文化財啓蒙事業の展開や、地域に根ざした文化芸能の周知活動を継続して推進します。

基本施策2 文化芸術活動の推進

(1) 現状と課題

市民が多く優れた芸術鑑賞や文化活動の機会を持つことは、市民の豊かな心づくりと潤いのあるまちづくりを促進し、個性あふれる市民文化を創造するうえで重要です。現在、本市における市民の文化活動は活発であり、その活動内容等は多岐にわたっていますが、文化芸術活動のさらなる充実のためには、市民が様々なイベント等に参加しやすい環境を整え、参加者数の増加を図るとともに、事務事業を周知するなどの情報発信の体制づくりや、様々な機会をとらえた積極的なPR活動に努める必要があります。

また、本市は、市民に喜びと潤いをもたらす音楽を通して、人と人とがハーモニーを奏でる、市民が主役の魅力あるまちづくりを一層推進するために、平成20年3月24日に「音楽都市」を宣言しました。市民が気軽に音楽に親しむことができる環境をつくるためにも、鑑賞や発表機会の拡充を図ることはもとより、市内各所で開

催されている音楽イベント等の情報発信を積極的に行うことや、練習施設等の整備を進めることなどは重要であります。

さらに、「音楽都市こおりやま」を効果的に全国に発信するためのイベントなど、市民と行政が協働で取り組む音楽事業の創出を図ることも重要であると考えます。

(2) 事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
音楽振興事業	市民によるこびと潤いをもたらす音楽を通し、人と人がハーモニーを奏でる市民が主役の魅力あるまちづくりを推進するため、音楽の発表機会・鑑賞機会を拡充し、多くの市民が音楽に親しむことのできる機会を提供する。	鑑賞型事業だけではなく、市民が参加できる企画や出張演奏会なども実施し、多くの市民に対して音楽に親しむ機会を提供しており、今後も継続して取り組む。
文化芸術振興事業	情感豊かな児童育成の一助とすることを目的に、市内小学校を対象に芸術性豊かな舞台演出にふれる機会を提供するため、キッズシアター(演劇教室)を実施する。	多くの児童に対し、芸術鑑賞機会を提供することができ、情感豊かな児童育成に有効であることから、今後も継続して取り組む。
美術館活動推進事業	優れた美術品に接する場と機会の提供を行うため、美術品の購入、展覧会の開催、美術講座などの教育普及事業を実施する。	年間を通じた企画展の来館者数は目標の8万人の達成にはいたらなかったが、市民ニーズにあった魅力ある企画展の実施、広報活動の強化などを検討していく必要があり、今後も継続して取り組む。
こおりやま文学の森資料館管理運営事業	郡山ゆかりの作家達の業績を顕彰するとともに、文学への理解と関心を深める場を提供する。	講座等の回数を増やして実施するなど、市民ニーズに対応して各種事業を実施しており、今後も適切な管理指導に継続して取り組む。
文化団体育成事業	市内の文化団体の活動費を助成することにより、市民の文化活動を支援する。	補助金の交付により各団体の安定した運営が図られていることから、継続して取り組む。

(3) 郡山市事務点検評価委員会の意見

こおりやま文学の森資料館について

現在の建物は狭いように思いますので、明るく、広く、利用しやすい施設として新しい構想を立ち上げてはどうでしょうか。(例えば、「子ども、若者から高齢者まで利用できる、図書館機能も兼ね備えた施設」「朗読会や音楽のライブもでき

るような施設」など)

「文化団体育成事業」に関して

文化団体の中には、高齢化が進み、活動が先細りになっているところもあるような話を聞いています。文化の振興のために、若い人が加入しやすくなるような取組みはできないでしょうか。

(4) 今後の取り組み

東日本大震災により市民の利用に供することができない状態である施設の早期開館を図ります。

市民の文化芸術活動を推進し、「音楽都市こおりやま」を全国に発信するため、情報収集・情報発信を積極的に行うとともに、市民ニーズの把握に努めながら、事業展開を推進します。特に、「音楽都市こおりやま」として特色ある事業について、関係機関とともに検討を進めます。

スポーツの基本目標「新たな自分にチャレンジできるスポーツ・レクリエーションの振興」 についての点検、評価

基本目標の目的

生涯を通じて気軽にスポーツに参加できる機会の拡充や競技スポーツの振興を図ります。

また、指導者の育成やスポーツ施設の充実など、スポーツを楽しみながら、体験や挑戦ができる環境づくりを進めます。

基本施策1 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

(1) 現状と課題

現在、生活様式の多様化、週休2日制の普及や市民の健康に対する意識の高揚等に伴い、スポーツ・レクリエーション活動に対する関心が高まり、活発なスポーツ活動が行われています。スポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康の保持増進、豊かな人間関係づくり、より良い地域コミュニティの形成を進めるうえで大きな役割を果たしていることから、多くの市民が生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動ができる環境を整備し、市民のスポーツ活動を支援する体制を整え、生涯スポーツ・レクリエーションの振興を進める必要があります。

また、本市においては、例年千人以上の選手が各種の全国大会へ出場しており、競技スポーツにおける本市選手の活躍が、市民に夢と希望を与え、子どもたちのスポーツに対する興味や関心を高めています。さらなる競技スポーツの振興のため、環境整備や競技力・体力の向上を図る必要があります。

(2) 事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
スポーツ・レクリエーション推進事業	郡山市スポーツレクリエーション協会への運営補助及び郡山市民スポーツ・レクリエーション祭を年1回開催する。	スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供することで、多世代交流と健康増進が図られており、団体の円滑な活動を推進するためにも、継続して取り組む。
(仮称)富久山スポーツ広場整備事業	地域住民の交流と健康増進とともに、生涯スポーツの振興・充実を図るため、スポーツ広場を整備する。	広場面積を拡大して整備することとし、地権者との合意形成が図られたため、平成23年度からスポーツ広場整備を本格的に着手する。
郡山シティーマラソン大会	大会の拡充を図り、市民スポーツ意識の高揚と市民の健康の維持増進を図るため、実行委員会に負担金を	参加者が過去最高を更新するなどスポーツ意識の高揚と健康増進が図られている。急激な参加者の増加に対応で

	交付する。	きるよう、大会運営について検討する必要がある。
郡山市体育協会支援事業	郡山市体育協会及び郡山市スポーツ少年団の組織充実により、各種競技の競技力の向上及び本市スポーツの振興を図る。	郡山市体育協会及び郡山市スポーツ少年団は、本市のスポーツ統括団体として様々な活動を展開しており、本市の更なるスポーツ振興を図るためにも、継続して取り組む。
総合体育館整備事業	郡山総合体育館は老朽化が進んでいることから、耐震補強を含めて、市民が利用しやすい施設へ改修する。	震災の影響により休館となったが、開成山地区社会資本総合整備交付金事業の平成 23・24 年事業として認定を受けており、スポーツ施設としての利便性はもちろんのこと、災害時の避難拠点施設としての機能を高められる整備内容となるよう、継続して取り組む。
陸上競技場整備事業	開成山陸上競技場の施設の安全(耐震化)を確保するとともに、市民が利用しやすい施設へ改修する。	計画どおり、耐震補強設計及び実施設計を実施した。今後も計画に基づき平成 23 年度工事着手に向け継続して取り組む。
スピードスケート場維持補修事業	スピードスケート場の補修が必要な箇所に計画的な維持補修を行い、施設の延命化と安全性の維持を図る。	施設を安全に使用するためには、今後も継続的な維持補修を行うことが必要であり、計画的にスピードスケート場の維持補修に取り組む。
アイススケート等振興事業	アイススケートやカーリング教室の開催等による冬季スポーツ振興、施設の修繕による安全なスポーツ環境の整備を図る。	県助成が平成 22 年度で終了となるため、総合体育館で実施している社会体育振興事業(スポーツ教室)で、スケート教室を実施することから、事業を統合する。

(3) 郡山市事務点検評価委員会の意見

「郡山市体育協会支援事業」に関連して

市民体育祭は、実質的には各競技団体が大会を運営しているため、今後の大会の開催にあたっては、放射線量と屋外活動の関係についての基準を、市が統一的に示す必要があるのではないのでしょうか。

「アイススケート等振興事業」について

平成 25 年 1 月に冬期国体のスピードスケート競技開催が決まったことは、復興へ向かう郡山をアピールする絶好の機会であると思います。今後は国体に向けて、アイスアリーナでのアイスホッケー、カーリング教室等とも連携して積極的に振興事業に取り組んでいただきたいと思います。

(4) 今後の取り組み

東日本大震災により被害を受けたスポーツ施設の復旧や、放射性物質の除染活動の推進に努めます。

多くの市民が安全で快適にスポーツを楽しむことができるよう、開成山地区スポーツ施設の一体的整備をはじめ、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や、地域のスポーツ交流拠点となるスポーツ広場等の整備を推進します。

市民がそれぞれの体力や年齢、目的に応じてスポーツ活動に親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向け、市民ニーズに応じたスポーツ環境に関する情報の提供や、関係団体や各種大会の支援に努めます。